

死亡後の手続きチェックリスト

亡くなった人： 死亡日： 年 月 日 （期限は目安です）

市区町村

- ☐ 死亡届と火葬許可の申請（死亡の事実を知った日から7日以内） 持ち物：死亡診断書または死体検案書、届出人の本人確認書類
- ☐ 世帯主の変更届（残る世帯員が2人以上のとき、14日以内） 持ち物：届け出る人の本人確認書類
- ☐ 国民健康保険・後期高齢者医療の資格確認書の返却か破棄 持ち物：亡くなった人の資格確認書
- ☐ 介護保険の被保険者証の返却（14日以内） 持ち物：被保険者証、負担割合証
- ☐ 葬祭費の申請（国民健康保険・後期高齢者医療、2年以内） 持ち物：喪主の名前がわかる葬儀の領収書か会葬礼状、振込先の口座
- ☐ 印鑑登録証の返還（登録は死亡届で廃止） 持ち物：印鑑登録証

年金事務所

- ☐ 年金受給権者死亡届（マイナンバー収録なら原則不要、厚生年金10日・国民年金14日） 持ち物：年金証書、死亡を明らかにできる書類
- ☐ 未支給年金の請求（5年） 持ち物：戸籍謄本、住民票の写しと除票、受け取る口座の通帳の写し
- ☐ 遺族年金・寡婦年金・死亡一時金の請求 持ち物：年金請求書、戸籍謄本、住民票、所得の書類

健康保険（会社）

- ☐ 保険証・資格確認書を会社へ返す（会社が5日以内に資格喪失届） 持ち物：亡くなった人と家族の保険証・資格確認書
- ☐ 埋葬料・埋葬費の申請（2年） 持ち物：健康保険埋葬料（費）支給申請書

銀行・郵便局・契約先

- ☐ 取引のあった金融機関に亡くなったことを伝える　持ち物：通帳、キャッシュカード、亡くなったことがわかる書類
- ☐ 引き落としの支払い方法を変える（電気・ガス・水道・携帯・カード）　持ち物：請求書や検針票のお客さま番号
- ☐ 郵便物の差出人に送り先の変更や停止を伝える　持ち物：届いた郵便物
- ☐ 免許証の通知を止める（警察署など）・パスポートを返納する（旅券窓口）　持ち物：免許証かパスポート、死亡がわかる書類、来る人の本人確認書類

相続

- ☐ 相続放棄・限定承認をするか決める（知った時から3か月以内） 持ち物：財産と借金の一覧
- ☐ 準確定申告（4か月）・相続税の申告（10か月） 持ち物：源泉徴収票、医療費の領収書、残高証明書
- ☐ 相続登記の申請（3年） 持ち物：戸籍一式か法定相続情報一覧図、遺産分割協議書

メモ（日付と担当を書き込む）

死亡日（死亡を知った日）

死亡届を出した日・市区町村

担当（年金・保険）

担当（銀行・契約）

担当（相續・税）